

県南広域振興局長告示第 65 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護又は介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 11 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人一秀会	宮城県栗原市金成末野台下 31 番地 1	デイサービスシェスター関	関市新大町 13 番地	平成 18 年 6 月 28 日

2 地域包括支援センター

介護予防支援事業者		介護予防支援事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
北上市	北上市芳町 1 番 1 号	北上市地域包括支援センター	北上市芳町 1 番 1 号	平成 18 年 4 月 1 日